

天文史資料 會津の天文臺 (通信)

秋冷の好季となりました。日食観測の御疲れもなく御精勵の御身、大慶至極に存じます。

扱突然乍ら来る17日大阪の會合に間に合ふ様取急ぎ御便り申し上げます。亂筆お許し願ひ上げます。

私は廣島に於ける7ヶ年學窓生活を了えまして4月より會津中學に奉職して居りますが、學生時代國史を専攻しました關係で、當協會に歴史研究部の於けられました時、早速申し込んだ者でございますが、今日迄何等の御報告を致しませんでした。先日「天界」によつて17日この方面の會合のあるを知りましたのでその席上の御話の一端にでもなればと考へまして粗雑な調査乍ら、當若松市にあります天文遺跡舊藩校日新館の天文臺に就いて御報告申し上げます。當地よりは小西博士更に新城博士が出て居られますので、此の天文臺のことも或は御存じかとも思ひますが、私が見ました所を一應申し上げます。

藩校日新館には天球儀、地球儀を備へて天文を教授した様ですが、その一部として天文臺を設けたものです。明治戊辰後に若松が焦土と化し、日新館も兵火にかゝつた今は一物も残して居ませんが、唯此の天文臺だけが唯一の名残を止めてゐるのでございます。天文臺の位置は日新館の西北隅(別便で日新館繪畫の寫眞を御送り申します。左上隅に見えます。)に設けられたもので、唯今は若松市榮町米代^{ヨシダ}1ノ丁712なる場所ですが、「天文臺」が地名となつて此の附近は若松市天文臺の方が反つて判り易くなつて居ます。眞に愉快です。數年前迄遠藤義之助なる人の個人所有地でありましたが、今は市で買上げて居ます。5月迄私はその遠藤方に下宿して天文臺の下に住んで居ましたので、同氏の談話と小川涉著會津藩教育考(非賣品)とによつて御報告申します。同封の天文臺繪圖寫眞は本書の挿圖を複寫しました。(文化元年の頃繪畫)

天文臺の現状は同封の寫眞(まづいものですが)と見取圖によつて御覽下さい。周圍が全部人家で寫眞も撮影出来ません。現在は圖の如く全部石垣を築いた長方形の臺ですが、之は先代遠藤十次郎氏が此地を買取つた後(明治30年前後)修築したもので、舊態の儘ではありません。新編會津風土記(文化6年編)に日

新館條に、「觀臺、教場ノ北ニアリ基趾方十二間餘、臺上方五間半高三間半、天文稽古ノタメニ設ク」とありますし、同封の繪圖も方形になつて居ます。談話によれば土が壤れ、荒果て居たのを先代が修築し石垣としたと申しますので、舊時は繪圖でも見ます通り、下丈石垣とし上は盛土だけの方形の臺で東側に段が在つたものゝやうで、今は東南隅を南より上る石段になつて居りますが、東側の人家を建築する際、取壊し今の位置につけ直したさうです。臺上も今は3段になつて居ますが、之も修築の時つけたもので、舊時は平坦でした。上の妙見祠は昭和10月に建てたものです。

天文臺の築造年月は明記がありませんが、寛政11年4月7日に藩校を舊日新館と命名し、後の場所に新校舎を建築し始め、文化元年には舎屋悉く成るといふ記事がありますので此時には出来上つてゐたものかと思はれます。

此の天文臺がどれ丈の仕事をして居たかは疑問であります。毎年冬至には學校奉行臨席のもとに天文師範及び曆家〔諏方神社(現縣社諏訪神社)の神官、諏方、佐久、笠原の3家〕が天文臺に於て推候し、明年の雲氣候及び晴雨考を編して、官に提出したと記されて居ます。尙此の諏方神社の神官は早くより曆本を出してゐたやうで、新編會津風土記に「諏方大祝部、佐久祝部、笠原祝部3家共ニ曆學ヲ善シ京都大鐘寺伊豆國三島ノ神職ト同ク曆本を梓行ス今時伊勢ノ稱宜等カ梓行スル所ノ曆ハ今ノ大祝部方親カ六世ノ祖宮内方義ガ外舅三橋兼也ト云者ノ傳ル所ト云初兼也當社ニアリテ曆術ヲ學ヒ後伊勢ニ行テ彼所ノ神職等ニ教ヘシヨリ世ニ行レ伊勢曆ト云モノ出来シト云」とあります。この會津曆の曆本は一部だけ市立會津圖書館に藏されて居ます。

以上簡単に天文臺の現状及歴史に就いて申上げました。會津といへば白虎隊を思ひ白虎隊等の武骨一點張の地と考へられたこの會津に、どちらかと云へば地味な仕事である天文の事業、而も天文臺迄設けられてあつたことは、武の會津であつたと共に、文の會津でもあつた事を物語るものではありませんまいか。全國の藩校は二百の多きに上りますが、教育の爲天文臺迄設けたところは他に例を見ない様に思はれます。

戊辰に燒野と化した會津、今は礎石のみを残す日新館の趾に唯一の残された此 天文臺は、會津の教育を語る唯一の記念物であります。更に外に殆んどそ

の例を見ない天文臺でありますれば、我國天文學史上よりも實に貴重な遺跡であらうと考へます。

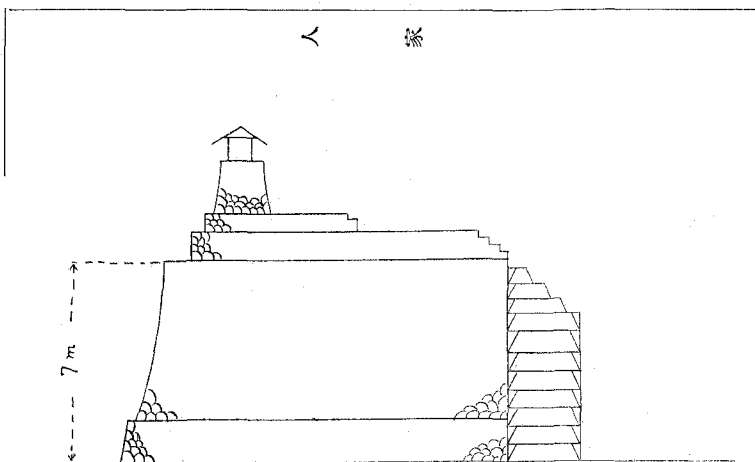
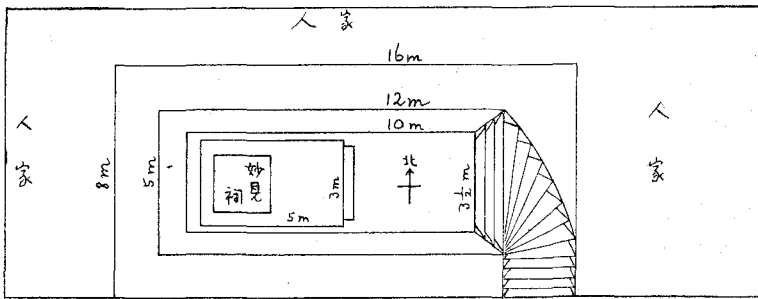
現在は市の有に歸して居ますが、寫眞で御覽の通り周圍に人家が建てられて可成り破壊されて居ますし、又その保存も決して十分に手入されてあるとは申されません。是非とも史蹟として完全な手入を行つて保存し度いものです。

以上取急ぎ簡單に御報申し上げます。尙見取圖は正確な測量を行つたものではなく、步測による大略のものであることを申添えます。

10月14日

會津中學校 森下 功

山本先生



東亞天文協會規則

(1937年11月改正)

- 第 1 條 此ノ會ヲ東亞天文協會ト言フ。但シ當分ノ間ハ舊名天文同好會ノ名ヲ使用スルモ妨グヘ無イ。
- 第 2 條 此ノ會ハ天文學ノ研究發達及ビ其ノ了解ヲ進メ、兼ネテ會員相互ノ親睦ヲ増スノガ目的デアル。
- 第 3 條 此ノ會ノ本部ハ京都帝國大學花山天文臺ニ置ク。又會員密集ノ地ニハ支部ヲ置キ別ニ定メテアル支部規約ニ準據スル。
- 第 4 條 此ノ會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ次ノ事業ヲ行フ。
 1. 例會(毎月1回)、總會(年1回)。
 2. 講演、講習(各地ヲ隨時ニ開ク)。
 3. 雜誌圖書ノ出版(雜誌ハ毎月1回發行、會員ニ無料配布、圖書ハ隨時)。
 4. 研究見學及ビ觀測指導。
 5. 天文臺、博物館等ノ經營(會員ニハ特權ガアル)。
- 第 5 條 此ノ會ハ其ノ事業ヲ遂行スル爲メ次ノ各部ヲ置キ、各部ノ業務ハ會長ノ囑託シタル部長、副部長、主事ガ當タル。
 計畫部、教育部、出版部、觀測部、事業部、經理部。
- 第 6 條 此ノ會ノ趣旨目的ニ賛成スルモノハ誰デモ入會ガデキル。(入會申込ノ際ハ住所職業出生年ヲ申述ベラレタイ)。會費ハ1ケ年ニツキ4圓トスル。但シ中途入會ノ場合ハ月40錢ノ割合ニテ年末マデ前納スルコト。又、退會ノ場合ハ其ノ旨ヲ申シ出ルコト。
- 第 7 條 此ノ會ノ經營ヲ支持スル趣意デ毎年20圓以上ヲ醸出スル者ヲ維持會員トスル。
- 第 8 條 此ノ會ニ一時金 100 圓以上ヲ寄附スル者ヲ終身會員トシ、爾後ノ會費拂込ミヲ要シナイ。
- 第 9 條 此ノ會ノ總會ニ於テ特ニ推薦セラレタル者ヲ名譽會員トスル。
- 第 10 條 此ノ會ニハ顧問若干名ヲ置ク。
- 第 11 條 此ノ會ノ役員ハ次ノ通りトシ、任期ハ各2ケ年トスル。
 會 長 1名 } (會長ト副會長トハ理事會ノ推薦ニヨリ總會ニ於イテ
 副會長 2名 } 推戴スル)。
 會計監督 1名 } (會計監督ト理事トハ總會ニ於イテ互選スル)。
 理 事 9名 }
- 第 12 條 此ノ會ニハ會長ノ囑託シタル評議員若干名ヲ置キ會長ノ相談役トナリ、其ノ任期ハ2ケ年トスル。會計監督ハ職責上評議員タルモノトスル。
- 第 13 條 此ノ會ニハ會長ノ囑託シタル地方委員若干名ヲ置キ、地方ニ於ケル研究指導及ビ會ノ發展ヲ計ル。